

# 行財政改革の 新たな取組開始

平成19年度事務事業評価



平成18年度に「行政改革大綱」を策定し、改革の具体的な内容を定めた実施計画（集中改革プラン）を作成しました。計画初年度の平成19年度では、町が実施する事務事業のおよそ33%にあたる176の事業を選定し、評価をしました。評価の概要を掲載します。で、町民皆様のご意見をお待ちしております。なお、評価した事業の詳しい内容は、本庁企画防災課、洞爺総合支所、温泉支所及び町のホームページで閲覧できるようにしていますので、こちらをご覧ください。

**歳入**・歳出の構造的な財源不足額が膨れ上がり、「大幅な事業費の削減」を推し進めることが火急の課題となっています。

このため、平成18年度に「行政改革大綱」を策定し、改革の具体的な内容を定めた実施計画（集中改革プラン）に基づき、断続的に行政改革を推進しているところですが、平成19年6月15日に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の適用が平成20年度決算からとなっており、現在の見通しでは洞爺湖町が「早期健全化団体」の

指定をうけることが免れられない状況になっています。

これまでのやり方がもはや限界にきていることから、町全体の行政運営としては、「町民の要望に広く応え、提供するサービスの最大化を追求し」、「あれもこれも」と網羅的に施策・事業を実施する」という従来のものから、「町民とのパートナーシップのもとに、地域の実情に応じて、限られた行政資源・もの・金」をどのような戦略に基づいて何に配分するのかという『選択と集中』を徹底していく

象に、その成果や実績などを事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から評価するもの」と一般的には定義されています。その目的は、行政活動を顧客志向、成果志向に転換することにあります。

行政評価の内容は、一般に「政策」「施策」「事務事業」の三つに区分されます。まず大きな行政目標である「政策」があり、これを達成するためのプログラム「施策」があります。そして施策に従って実行する「事務事業」があります。行政評価も対象とする行政活動のレベルによって、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」に分類されます。

## 洞爺湖町の 行政評価と公表

行政評価の対象は、本来政策体系全体を評価するべきですが、洞爺湖町の場合、総合計画の施策の体系が行政評価を行うことを前提として作成されていないため、施策体系上の事業と予算上の事業、あるいは予算化されていない事業とが一致しない状況を生じており、政策評価、及び施策評価の導入が困難な状況

となっています。

このため、各課等で現在実施している個々の「事務事業」について、これまでの運営が妥当であったか、充分効果があったか、そして今後どのように運営していくべきかを、事業費だけでなく、人件費や発生主義による減価償却費も計上し、効率性等をふまえて分析・検証することとしました。

評価対象とする事務事業は、合併時に作成した調査を基本として、さらに新規事業等を加えたものを、新町の総合計画の「政策 施策」のもとに全事務事業を体系化したうえで、町の裁量で実施するおおむね530件の政策的自治事務を中心に約33%に当たる176件を選定し評価を試行的に実施しました。今後は、洞爺湖町行政改革実施計画（集中改革プラン）の計画期間である平成22年度までの間に活用・定着化できるよう事務事業評価の取組みを進め、さまざまな町の活動の状況（成果と課題）をお知らせするとともに、評価結果を活用して町の仕事の改善（場合によっては、統合・廃止等）をしていきます。

## 行政評価とは？

行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対